

介護用品支給事業委託業務仕様書

1 業務内容

市が指定する介護用品支給対象者である家族に対し、月1回利用者が選択した紙おむつ等の配達及び、紙おむつ等の利用に対しての相談対応業務を行う。

2 委託期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日

ただし、各年度の予算成立を前提として、業務遂行状況から令和10年3月31日までの期間について随意契約とする予定。

3 給付品目

給付する介護用品は以下のとおりとすること。

- (1) パンツ型タイプ
- (2) テープ止め型タイプ
- (3) フラット型タイプ
- (4) 尿とりパッドタイプ
- (5) ケア用品

4 給付品目の基準及び種類

別紙のとおりとする。

対象者は、介護の状態に応じて、別紙から給付を希望する品目を選択できることとする。

5 給付品目の価格

各々の商品価格については、市場価格も十分に考慮したうえで決定すること。また、価格には給付事業に係る全ての費用を含むこと。市場価格と著しく乖離している場合、価格変更等の指示をすることがある。

6 カタログ作成

受託者は、この事業で取り扱っている介護用品について、対象者向けに価格入り及び製品画像付きのカタログを西宮市の指導に基づき作成すること。このカタログは、対象者が介護用品を容易に発注することができるよう留意すること。

また、各年度に、西宮市との協議の上、市場価格や動向に合う給付品目を提案及び変更はできるものとする。

7 対象者並びに要介護者数

西宮市に申請があり、西宮市介護用品支給事業実施要綱に基づき支給決定された家族が支給対

象者となる。(参考) 令和6年10月末 登録数：150人

8 事業の実施方法

(1) 対象者名簿

西宮市は、対象者に介護用品の支給を決定したときは、その対象者名簿を作成し、受託者へ通知する。また、支給の休止や廃止、再開を決定した場合も同様とする。

(2) 給付方法

- ① 受託者は、対象者が選択した介護用品を対象者が指定する場所に配達すること。その配達の日時については、対象者の都合を優先すること。
- ② 給付額は1人1ヶ月当たり6,500円を限度とし、対象者が限度額を超える注文を行った場合は、限度額を超える金額について対象者の負担とし、受託者において徴収すること。その際、対象者に対して負担相当分の領収証を発行すること。

(3) 注文受付

- ① 受託者は、注文受付窓口を設置すること。
- ② 注文は、電話及びFAX等で受け付けること。また、回線はフリーダイヤルとすること。注文票を定める必要がある場合は、受託者において作成すること。

(4) 配達方法

- ① 受託者は、受注した給付品を月1回(令和6年度の配達曜日は第1月曜日・第1火曜日・第1水曜日・第2月曜日・第2火曜日・第3火曜日のいずれか)配達することとし、再委託は認めない。
- ② 受託者は、配達時に対象者が不在の場合にあっては不在票を置き、連絡があった後に再度配達すること。
- ③ 受託者は、納品書に対象者から受領印を受けること。
- ④ 受託者は、配達時に要介護者の安否確認を行うこと。
- ⑤ 受託者は、要介護者の異動(転出、施設入所、死亡等)を確認した場合は、速やかに西宮市へ報告すること。

(5) 請求及び報告

- ① 業務の委託金額の請求は月締めとし、毎月西宮市に請求書を提出すること。
- ② 請求書には、対象者の受領印を徴した受領書を添付すること。
- ③ 受託者は、毎月15日までに前月分の実績報告書を作成し、提出すること。また、必要に応じてその他の統計データを作成し、提出の求めがあった場合には速やかに提出すること。

(6) 相談及び苦情処理

- ① 対象者への対応は親切かつ丁寧に行い、また、意見や苦情等に対しては誠意をもって説明と解決に努め、迅速に対応すること。
- ② 対象者から介護用品の選び方や使い方等の相談があった場合は、適正かつ丁寧に助言すること。